

条項番号(§40の14 I)

# 大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部改正(流入車対策)

**対象自動車**  
・貨物自動車  
・バス  
・特種自動車

(乗用自動車、軽自動車、特殊自動車及び二輪自動車は対象外)

## 目的

荷主・運送事業者・行政等の連携した取組みにより、  
二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準のより早期かつ確実な達成を図る。

## 条例施行時期 (附則)

○平成20年4月1日  
一部施行(ステッカー関係)  
○平成21年1月1日  
全面施行(運行規制の開始)  
※特種自動車の運行規制の開始日は、規則で規定

## 対象

### 対象自動車を運行する者(全国対象)

○対策地域を発地又は着地として対象自動車の運行を行う者(§40の15)

### 特定運送事業者(府域対象) (§40の14Ⅲ)

○貨物・旅客自動車運送事業者等であって府内に使用の本拠がある対象自動車30台以上であるもの、及び第一種貨物利用運送事業者であって資本金等が3億円を超え、かつ、府内に事業所を有するもの

### 荷主等・旅行者(府域対象)

○対策地域内の事業所等から又は対策地域内の事業所等に貨物等を他の者に委託して運送させる者又は対策地域内の事業所等に購入等した物品を運送させる者(§40の14Ⅳ)  
○旅行業を営む者(§40の14Ⅵ)

### 特定荷主等・特定旅行者

○荷主等のうち、継続的に又は反復して、貨物等又は購入等する物品を運送させる者であって、資本金等が3億円を超え、かつ、府内に建物の延べ面積が1万㎡を超える事業所又は敷地面積3万㎡を超える事業所を有するもの(§40の14Ⅴ)  
○第一種旅行業を営業者(§40の14Ⅶ)

### 施設管理者(府域対象)

(§40の14Ⅷ)

・重要港湾・第一種空港・鉄道の貨物駅・一般自動車ターミナル・中央卸売市場等

### 対象自動車の販売業者及び賃貸業者(府域対象)

## 規制内容

○車種規制適合車等(「適合車」)の使用(§40の15)  
○適合車への適合車等標章の表示(§40の16 I)

○毎年度、知事への報告(§40の18)  
・適合車を使用することを遵守するために前年度に講じた措置及び当該年度に講じようとする措置の概要

○荷主等は次の者に適合車の使用を求める  
・貨物等を運送する者(§40の19 I)  
・物品を販売等する者(§40の19 II)  
・旅客を運送する者(§40の19 III)  
○適合車の使用を確認し、その結果を記録(§40の19 IV)

○毎年度、知事への報告(§40の22)  
・適合車の使用の求めの実施とその確認の結果

○各施設への貨物等又は旅客の運送者に対し、適合車の使用の周知措置(§40の23)

○購入者や賃借者に対し、対策地域を発地又は着地とする運行への適合車の使用の周知措置(§40の24)

## 担保措置(罰則)

○適合車の使用命令(§40の17 I)  
→ 命令違反に対し50万円以下の罰金(§115)  
○適合車等標章の表示命令(§40の17 II)  
→ 命令違反に対し30万円以下の罰金(§116①)

○不報告又は虚偽報告  
→ 5万円以下の過料(§120①)

○適合車の使用を求めている者に勧告(§40の20)

○確認・記録をしていない者には改善命令(§40の21)  
→ 命令違反に対し20万円以下の罰金(§117③)

○不報告又は虚偽報告  
→ 5万円以下の過料(§120①)

○周知措置していない者に勧告(§40の25)

○偽造・変造及び偽造品・変造品の使用  
→ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(§112②)

○模造及び模造品の使用  
→ 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(§113 I ③)

○交付対象車以外への使用  
→ 30万円以下の罰金(§116②)

○不正手段による請求  
→ 20万円以下の罰金(§117②)

## 適合車等標章(ステッカー)の表示

○適合車を容易に識別するための仕組みを整備